

高知県公安委員会告示生企第26号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月17日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

別表のとおり

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
愛知県一宮市高田字池尻1番地 株式会社ファイトクラブ 代表取締役 阿部 哲也	回胴式遊技機 Lマジカルハロウィン8FE 3S0939	告示の日 から3年 間
大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番 4号 株式会社藤商事 代表取締役 今山 武成	ぱちんこ遊技機 PストV K. O. RUSH LIGHT FWE 3P1115	告示の日 から3年 間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社ジェイビー 代表取締役 富山 一郎	ぱちんこ遊技機 eシン・エヴァンゲリオンK 3P1104	告示の日 から3年 間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社三共 代表取締役 石原 明彦	ぱちんこ遊技機 PAフィーバーダンベル何キロ持てる?Y 3P0185	告示の日 から3年 間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社三共 代表取締役 石原 明彦	ぱちんこ遊技機 Pフィーバー革命機ヴァルヴレイヴ3R 310443	告示の日 から3年 間